# 第2次GKK活動基本計画について

令和6年1月25日 ガス警報器工業会

#### I. はじめに

ガス警報器工業会(以下「GKK」という。)では、「第2次GKK活動基本計画」を 定める。実施期間については「安全高度化計画 2030」など他の関係機関の動きと連携 する目標年次を設定することとし、令和12(2030)年度を最終目標に、令和8年度に必 要に応じて計画見直しを行う。また、個別テーマに対する実施計画については「第1 次GKK活動基本計画」における取組み結果(別紙)を踏まえて、終了、更なる深化、 新たに取組むべき計画について見直しを行い、GKKの最終目標であるガス警報器設 置率100%に向けた活動を更に前進させることを目指すこととする。

#### Ⅱ.第2次GKK活動基本計画の実施期間

GKKが行う広報活動等をより効果的かつ効率的に展開するには、他の関係機関が行う運動との連携が不可欠である。経済産業省「安全高度化計画 2030 (都市ガス、LPガス)」や、一般社団法人全国LPガス協会(以下「全L協」という。)「LPガス安心サポート推進運動」が 2030 年度までの 10 年スパン、5 年毎の見直しである。

このため、今次基本計画の実施期間については、令和6年度を始期とし、令和12(2030)年度を最終目標とする7年間とした。なお、中間的に、他の関係機関の令和8年度以降の計画動向を見つつ、令和8年度に必要に応じて計画見直しを行う。

#### Ⅲ. 第2次GKK活動基本計画の基本的な考え方

1. 上記計画期間においては、GKKの理念(※1)及び基本方針(※2)に基づき活動を行うこととするが、更にエネルギー転換などの分野に対して、GKKの労力と資源を投入し、広報活動等を展開する場を新たに開拓することにより、ガス警報器の普及促進をもう一歩先に進めるものとすること。

## ※1 GKKの理念

ガス警報器の普及を通じて、国民の暮らしの安全安心に貢献します。

#### ※2 GKKの基本方針

- 1. ガス漏れ、CO中毒事故ゼロを目標に普及促進活動を推進します。
- 2. 住宅用火災・ガス・CO警報器の普及に努め、住宅火災を減少する活動に積極的に協力します。
- 3. LPガス・都市ガス・簡易ガス事業者やその団体と協力し、普及啓発活動を推進し ます。
- 4. 消費者団体と連携し、ガス消費者保安運動に積極的に取り組みます。
- 5. ガス警報器に関する、製品の安全、技術の高度化と創造に努め、消費者ニーズと社会的要請に応えます。
- 6. 経済産業省・消防庁と連携し、ガス保安、住宅火災防止の施策と活動に積極的に取り組みます。

- 2. 新型コロナ後の広報活動のあり方、ガス警報器検定台数実績の要因分析の継続した検討、創立50周年記念事業の実施など短期課題を始め、ガス警報器の海外展開など中長期的な課題も含めた、基本戦略の構築を目指した基本計画とすること。
- 3. 最近のガス警報器の普及率は、それぞれの実情(LPガスは80%程度、都市ガスは40%程度から2017年度以降右肩下がり)で推移している。このため、基本計画の期間中に講ずるべき手段は、LPガス用向けと都市ガス用向けとでは自ずと異なるものであり、それぞれの実情に即した有効な活動の方向性を指し示すものとすること。
- 4. 各年度の「ガス警報器工業会事業計画書」は、GKKの基本方針、ガス警報器を取り 巻く環境等を踏まえ作成しているが、本基本計画が、当該事業計画書作成の一助とな るよう、GKKが今後実施すべきアクションの方向性を示す内容となるように策定す ること。

## Ⅳ. 第2次GKK活動基本計画

1. 目標

GKKの基本方針に基づく活動が、最大限の効果が得られるように、実効性のある活動の実現を図り、もってガス警報器のより一層の普及促進を図ることを目標とする。

- 2. 実施期間: 令和6(2024)年度~令和12(2030)年度(7年間) ※ただし、令和8(2026)年度に必要に応じて見直しを行う。
- 3. 個別テーマに対する実施計画
- (1) 広報活動等のターゲット基軸の見直し

GKKは、これまで広報活動等の対象者の主眼を、ガス警報器の設置・交換を行うガス販売事業者に置いており、今後とも普及活動の最重要分野と位置付け、普及活動の継続を堅持する。これまで手薄だった一般消費者に対しても、一般消費者自らがガス警報器設置を希求する環境が醸成されていくような啓発活動を展開する。更に、「安全高度化計画 2030」において、国・都道府県はガス警報器の周知活動の役割を担っており広報活動へ協力していく。

ただし、当該啓発活動の内容選択に当たっては、費用対効果が期待できないものは厳に避けるべきである。今後、検討していくべき一例として、次のものが考えられる。

- ・一般消費者向けのアンケート調査の内容見直しと活用方法の再検討
- ・女性防火防災クラブ等、主婦向けの研修会での講演実施の推進
- 小学生向けの火育学習での啓発活動
- ・国・都道府県による展示会等で警報器デモ機やチラシ等広報媒体の貸出・提供

#### (2) LPガス・都市ガス別の重点活動方針

## ① LPガス用向けのアクションプラン

1) LPガス警報器の普及率上昇に向けた関係者への働きかけ

LPガス事故件数は、1980 年頃には年間 700 件超発生したが、LPガス警報器の普及率が概ね 100%まで上昇するのに併せて 100 件以下まで大幅に減少した。 2000 年の全 L協の再調査時には普及率 80.5%に低下しており、その後、更に漸減し続けて 2022 年は普及率 75.7%である。近年、事故件数も 200 件程度の高止まりから、2020 年 198 件、2021 年 220 件、2022 年 261 件と増加傾向にある。

経済産業省では、2021年に「液化石油ガス安全高度化計画 2030」を策定し、 2030年時点の目標を、死亡事故 0~1件未満、傷害事故 25件未満とし、各主体 が自ら取り組むべき実行計画(アクションプラン)を策定した。

当工業会としては、ガス警報器設置率 100%を目指して、ガス警報器がCO中 毒事故防止対策、ガス漏れ事故防止対策に「最後の砦」として貢献する安全機器 であることを、強く行政機関、業界団体、一般消費者等へ認識してもらえるよう 積極的に働きかけていく。

## 2) 令和6年度以降のリメイク運動の推進

- a. リメイク運動を通じて、ガス警報器の設置・交換の推進を図る。
- b. リメイク運動期間中のスローガンは、「付けて安心、使って実感、ガス警報器 のある豊かな暮らし」とする。
- c. リメイク運動の対象期間は、令和6(2024)年度~令和12(2030)年度(7年間)とする。ただし、令和8(2026)年度に必要に応じて見直しを行う。
- d. リメイク運動表彰については、毎年、LPガス安全委員会等と協力して行う。なお、リメイク運動表彰に係る表彰部門及び選考基準等については、令和4年度にリメイク運動10周年特別企画を機に変更したとおりとする。
- e. リメイク運動期間中の数値目標は、ガス警報器設置率 100%とする。

#### 3) 都道府県LPガス協会との意見交換会実施方法の見直し

GKKは、平成29年から順次都道府県LPガス協会(以下「県協」という。)との意見交換会を実施してきたが、先方との日程調整等の関係もあり、 当該意見交換会が滞っている状況にある。今後は、実施方法の見直し(例えば、ガス警報器普及率が低迷している地域を対象に特定テーマついて実施するとか、県協事務局との意見交換に絞るとか等)を行い、県協からのニーズ・要望に応えるよう機動性のある活動を行うようにする。

#### 4) 音声型警報器設置の推進

最近のガス事故等を踏まえ、音声型警報器設置の重要性が高まっていることに鑑み、音声型警報器設置が推奨されていく方策を再度検討し、音声型警報器 設置がより多く選択されるよう啓発活動を展開する。 5)業務用厨房施設等におけるガス警報器とガスメーターの連動遮断の推進

令和2年7月に発生した福島県郡山市の飲食店でのガス爆発事故をはじめ、近年業務用厨房施設等におけるガス爆発事故及びCO中毒事故が継続して発生している。これらの事故を未然に防止するためには、ガス警報器とガスメーターの連動遮断が、有効な対策の一つである。全し協調べによると、業務用施設のSB(EB)メーター設置先におけるガス警報器連動遮断の設置率は、令和3年3月末現在で68.1%(令和5年3月末71.2%)である。GKKは、この種のガス事故を撲滅する観点から、ガス警報器とガスメーターの連動遮断100%設置を目指して、全し協(「LPガス安心サポート推進運動」重点取組事項3項目の1つ)等と協力して、連動遮断の啓発活動を展開する。

#### 6)機能の高度化への取組

- a. 通信回線を利用した保安システムの高度化を図るため、NPO法人テレメータリング推進協議会、日本ガスメーター工業会、GKKの3者で検討したUバスの利用について、ガス警報器Uバス仕様書の作成を行い、会員によるシステムの利用促進、需要家への普及促進を図る。
- b. ガス警報器の付加価値の向上や電池式 L P ガス警報器の開発など、ガス警報器の機能の高度化を図る。

## ② 都市ガス用向けのアクションプラン

1) 都市ガス警報器の普及率上昇に向けた関係者への働きかけ

都市ガス警報器の普及率は、小売全面自由化前の平成 28 年度 42.6%から令和 4 年度 34.0%まで、6 年間で▲8.6%(年平均▲1.4%)も減少した。都市ガス事故は、2022 年には死亡 2 名(負傷者 1 名)の事故が発生し、事故件数も前年 110 件から 127 件に増加した。

経済産業省では、2021 年に「ガス安全高度化計画 2030」を策定し、2030 年 時点の目標を、死亡事故 O ~ 1 件未満、傷害事故 20 件未満とし、各主体が自 ら取り組むべき実行計画(アクションプラン)を策定した。

当工業会としては、ガス警報器設置率 100%を目指して、ガス警報器がCO中毒事故防止対策、ガス漏れ事故防止対策に「最後の砦」として貢献する安全機器であることを、強く行政機関、業界団体、一般消費者等へ認識してもらえるよう積極的に働きかけていく。

#### 2) 都市ガス事業者との意見交換

都市ガス事業者の保安への取組み状況については、業界紙が行うアンケート 調査結果を「ガス警報器白書〜全国ガス事業者の取り組み」として再編し、当 該資料をGKK会員会社等に情報提供している。ただし、GKKの活動として は、その先のアクションを行っていない状況にある。

このため、当該ガス警報器白書の中から、ガス警報器設置等に熱心な又は 熱心でない都市ガス事業者等の抽出を行い、当該事業者をGKKが直接情報 収集することにより、都市ガス用警報器の普及率向上に向けた課題と対処法 等を検討し、次のGKKが行う広報活動等につなげていくものとする。 なお、令和6年度は、都市ガス事業者へ、毎年度のポスター配布に併せて 都市ガス需要家向けチラシの配布案内も行う。

## 3) 居室用 C O 警報器の普及推進

一般財団法人日本ガス機器検査協会は、令和2年 10 月、「住宅用火災CO警報器検査規程」を制定した。これにより、居室用CO警報器の交換期間を5年から10年に延長することが対外的に認知され、住宅用火災警報器の交換期限10年と同様となった。また、令和4年9月に総務省消防庁「住宅火災の早期覚知方策のあり方に関する検討部会報告書(髙橋GKK会長が委員)」が公表され、たばこ燻焼火災にはCO警報機能による早期覚知対策が有効であると考えられる、ストーブ有炎火災にはCO警報機能付加型住宅用火災警報器が安全性の向上に有効であると考えられると結論付けされた。このため、GKKは、台所のみならず居室においてもCO警報器設置が促進される広報活動等を今後積極的に展開し、住宅火災防止策の一翼を担うものとする。

## 4) 新規参入ガス小売事業者への具体的な啓発活動の策定

平成29年4月から都市ガスでは小売全面自由化されたが、GKKとして、スイッチング(ガス供給者の変更)による新規参入ガス小売事業者のガス保安への取組状況の情報収集が不十分である。上記1)の意見交換の場等を通じて課題の抽出と対処策を策定し、その対処策に基づく啓発活動を展開することにより、新規参入ガス小売事業者におけるガス警報器の普及促進に努める。

#### (3) 支部活動活性化への取組み

ガス警報器の普及を全国的に着実に浸透させていくためには、各支部の活動が不可欠であり、支部活動の活性化が今後のガス警報器普及促進に大きく寄与するもの考える。

GKK事務局では、これまで支部長を担当する会員会社の負担軽減等を図るため支部長輪番制の導入、各支部が他の支部活動の状況を全体的に把握できるように支部会管理一覧表の作成、春・秋開催の全国の支部会へ本部事務局員や業務委員の参加、支部員が講師派遣依頼を受けた時は本部から講演資料の提供や初回の講師を担う等を行ってきたが、更なる支部活動の活性化が図られるように、支部活動の支援策を適宜検討・改善するとともに、上記(1)及び(2)の取組みが全国的に実効性のあるものにするため、支部と緊密に連携・協力して、各地での広報活動等を行う。令和3年度に開始した、毎年4月のリモートによる全国支部長説明会は継続する。

#### (4) 短期的課題への取組み

## ① 新型コロナ後の広報活動等のあり方の検討と実行

今回の新型コロナウイルス感染症拡大により、従前の広報活動の見直しが求められており、新型コロナ後の新たな広報活動等のあり方を検討し、実環境に即したものに変革していくものとする。

## ② ガス警報器検定台数実績の要因分析の継続した検討

毎年度のガス警報器検定台数の実績値について、どのような要因が大きく影響を及ぼしたか等を分析するため、第1次基本計画では業務委員会の中に分科会を設置し都市ガスチラシの作成などの対処策を進めたが、令和6年度以降はGKK業務委員会において、公開されている統計データ等から、ガス警報器検定台数データの要因分析等を議論し、必要に応じて対処策を行うことを継続する。

### ③ 創立50周年記念事業の実施

GKKは1975年12月16日に設立し、令和7(2025)年に50周年を迎えるため、会員各社、関係団体への感謝の表明、理念・方針に基づいた活動内容の発信による信頼度向上を目的とした記念事業を、GKK内に「創立50周年記念事業分科会」を設置して実施内容を検討し、令和7年度中に祝賀会など円滑な事業実施を行う。

## (5) 中長期的課題への取組み

#### ① ガス警報器の海外展開

経済産業省が策定したエネルギー基本計画において、ガス保安機器の海外輸出の重要性が指摘されている。ガス警報器の海外展開に対するGKKの関与は、現在、ガス関係団体等が行う海外調査等の情報をGKK会員会社へ提供することに留まっている。中長期的な視点から、GKKとして支援できる方策等をGKK会員会社に提供していくことがGKKの責務であり、技術基準の国際標準化や二国間情報交流などの検討を行う。

## ② 長期ビジョン策定に向けた準備

GKKには、10 年 20 年先を見据えた長期ビジョンが策定されていない。当該ビジョンは、GKK会員会社にGKKの長期方向性を示すためにも不可欠であり、また、対外的にもGKK及びガス警報器を広く一般に宣伝するいいツールとなり得るものと考える。このため、GKK関係者での議論を行い、しかるべきタイミングで策定する。

#### ③ 社会情勢変化の動向把握と会員への情報提供

当工業会の事業活動に影響を及ぼしかねない国や関係団体等による新たな施策や新規事業計画の策定などの動向があれば、適時、その把握に努めて会員への情報提供を行う。必要に応じて当工業会の対応策を議論していく。

- 1) 2030 年、2050 年と、地球温暖化対策への取組みは喫緊の課題であり、ガス関係機関では、地球温暖化対策に向けて、温室効果ガス自体の削減や、エネルギー転換(水素、バイオ等)への取組みを進められており、適時、その動向を把握し会員への情報提供に努める。
- 2) 現在、国の審議会において、LPガス料金の透明化に向けた商慣行是正や3部料金制のあり方等が議論が行われ、国は令和6年春に罰則ある省令改正(猶予期間3か月や1年)を目指している。この改正内容は、ガス警報器の販売・交換を担うLPガス販売事業者にとって事業活動の根幹に影響を及ぼす重要な課題であるため、その動向を把握し会員への情報提供に努める。

## 第1次GKK活動基本計画の取組状況の自己評価【自己評価:総合〇】

#### <自己評価の区分>

◎:目標を大きく達成し、期待以上の成果があった。

〇:概ね目標を達成した。

△:目標を下回ったが、目標達成に向けた努力が見られた。

×:目標を大きく下回り、改善の余地がある。

## 1. 広報活動等のターゲット基軸の見直し【自己評価◎】

ガス販売事業者向けに、保安講習会等への講師派遣として、県協及び液石協(令和3年度7件、4年度45件、5年度28件)、一般社団法人日本ガス協会(3~5年度:各1件)、一般社団法人日本コミュニティーガス協会(5年度2件)、パンフレット配布等を実施。

一般消費者向けに、住宅防火協議会のシンポ・CATV・国際福祉機器展の展示会、全国消費生活相談員協会、女性防火防災クラブ、広島県地域女性団体連絡会へ講師派遣、パンフレット配布等。また、九州産業保安監督部のブース展示へデモ警報器貸出、関東産業保安監督部へチラシ提供等を実施。

## 2. LPガス・都市ガス別の重点活動方針

① LPガス用向けのアクションプラン【自己評価◎】

令和4年度、リメイク10周年記念事業を円滑実施((1)ノベルティ2種と置時計、(2)大分・新潟県協・GKKの3会長座談会、(3)特別賞授与と連動遮断部門創設)。北海道協と意見交換実施。音声型警報器設置は業務委員会で検討結果、全面移行に約1/3会員会社が反対し統一化は見送り。メーターとの連動遮断の推進は講師派遣の説明やチラシ配布等で積極的に実施。

# ② 都市ガス用向けのアクションプラン【自己評価〇】

都市ガス事業者との意見交換は実施せず。しかしながら、令和3年度から毎年ガス協会準会員向け説明会で警報器設置の有用性を説明。また、毎年度のポスター配布に加え、令和5年度に新たに需要家向け都市ガス警報器チラシを制作し、(一社)日本ガス協会を通じて都市ガス事業者へ案内。

居室用CO警報器の普及推進は、令和4年9月に消防庁「住宅火災の早期覚知方策のあり方に関する検討部会報告書(髙橋GKK会長が委員)」が公表され、たばこ燻焼火災にはCO警報機能による早期覚知対策が有効であると考えられる、ストーブ有炎火災にはCO警報機能付加型住宅用火災警報器が安全性の向上に有効であると考えられるとの結論で、住宅用火災CO警報器を積極的に普及促進中。

## 3. 支部活動活性化への取組み【自己評価〇】

令和3年度から新たに、毎年4月にリモート全国支部長説明会を開催し、当年度事

業計画や事務手続き等を説明し意見交換を行い、支部活動の円滑化・活性化を支援。

## 4. 短期的課題への取組み

① 新型コロナ後の広報活動等のあり方の検討と実行【自己評価〇】

新型コロナ禍において、政府の方針決定の動きを遵守しつつ、外部講習会での講師をリモートやビデオ収録により対応、リメイク運動10周年記念座談会では抗原検査キットで感染対策を徹底した上でリアルを主軸にリモートの併用開催、また、販売事業者や一般消費者向けにWEB広報サイトの充実を図る等、状況に応じた最も効果的な広報活動を検討し実行した。コロナ後においても、訴求に効果の高いリアルを主軸に経済的なリモートとの併用開催を継続していく。

② ガス警報器検定台数実績の要因分析スキームの確立【自己評価〇】

令和4年度に業務委員会の中に普及率向上分科会を設置し、都市ガス用警報器の 検定台数や普及率の減少が小売全面自由化から始まっているが、その対策として、 令和5年度に都市ガス需要家向けチラシを初めて制作。また、検定台数から普及率 の見通しを推計し分科会で議論した。今後、本件は業務委員会で継続フォローする こととし、必要があれば適宜分科会設置を行うこととした。

## 5. 中長期的課題への取組み

① ガス警報器の海外展開【自己評価△】

令和4年度、WEBアクセス数最多で海外引用実績ある設置マニュアルを英語版にして、WEB掲載と会員会社へ配布。

② 長期ビジョン策定に向けた準備【**自己評価** Δ】

創立50周年記念事業への取組は、令和5年度に業務委員長を座長に50周年記念事業分科会を設置し検討開始。長期ビジョンは今後の課題。

以上